



発行 東京都

目次

告示

- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(三件)……………一  
……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………
- 告示(選)
- 個人、政党及び政党等演説会場の指定……………四
- 個人、政党及び政党等演説会場の指定取消し……………五
- 不在者投票管理者を置く施設の指定……………六
- 告示(海区漁調)
- 東京海区におけるそでいか漁業の制限……………六
- 公告
- 開発行為に関する工事完了……………六  
……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)……………
- 都市計画事業の施行……………六  
……………(建設局道路建設部管理課)……………
- 正誤
- 令和二年六月十七日付東京都規則第五百号……………七
- 令和三年三月三十日付東京都告示第三百六十八号……………七

告示

●東京都告示第七百四十九号

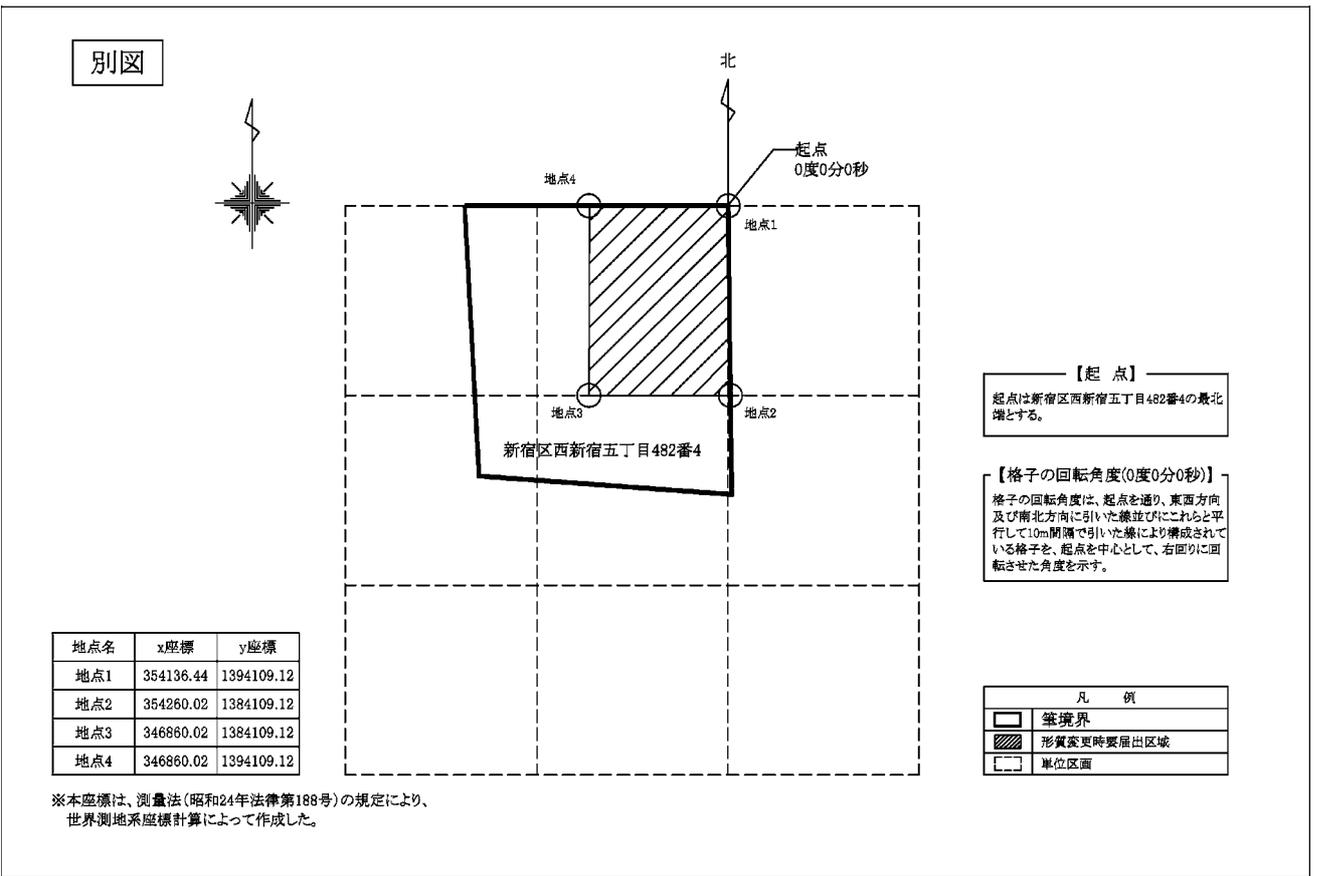
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年五月二十六日

東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(新宿区西新宿五丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物



●東京都告示第七百五十号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更所要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

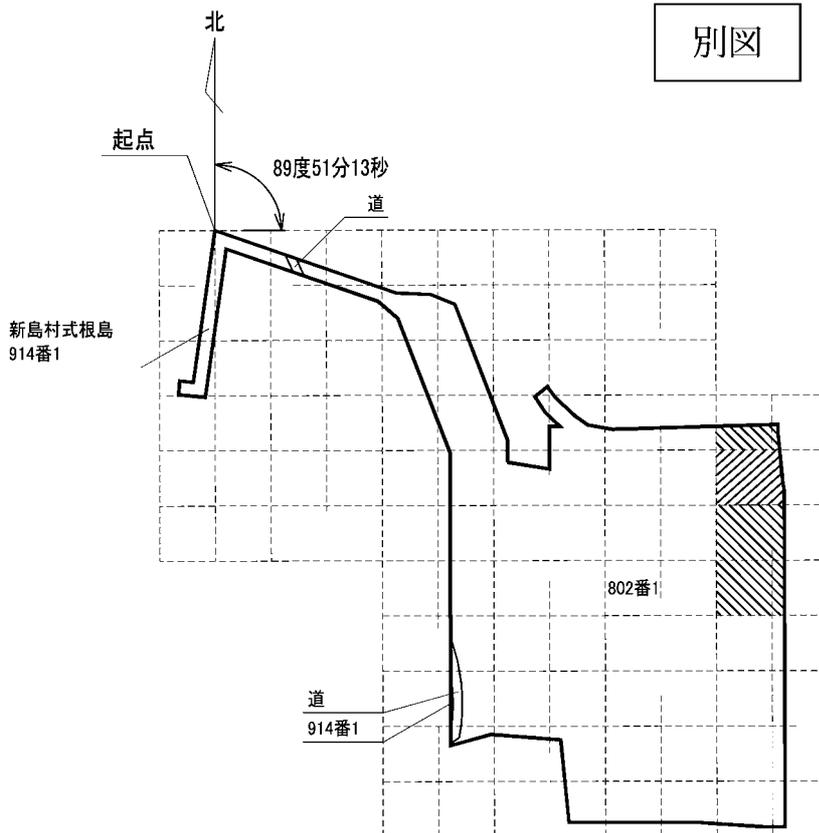
令和三年五月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更所要届出区域 別図のとおり(新島村式根島地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

別図



【凡 例】

- 単位区画
- 筆境界
- 調査範囲
- ▨ 形質変更時要届出区域
- ▨ 形質変更時要届出区域  
(令和2年東京都告示第705号により  
指定した区域)

【起点】

起点は、新島村式根島914番1の  
最北端とする。

【格子の回転角度(89度51分13秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第七百五十一号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条  
 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお  
 り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ  
 ればならない区域（以下「形質変更時要届出区域」とい  
 う。）を指定するので、同条第三項において準用する同法  
 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

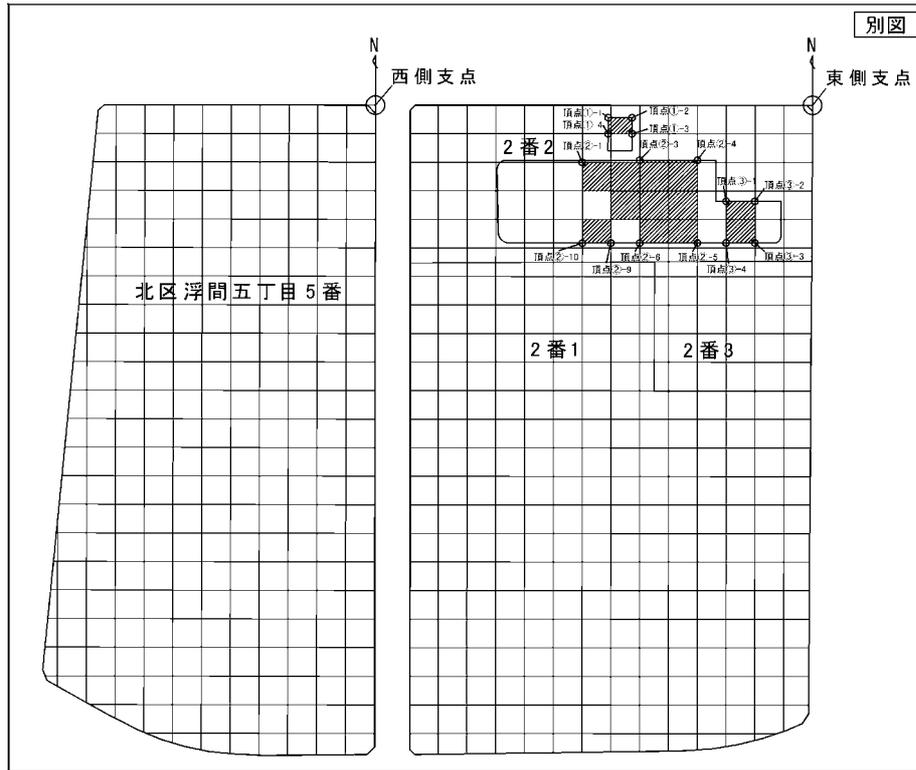
令和三年五月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（北区浮間五丁  
 目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十  
 九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準  
 に適合していない特定有害物質の種類 水銀及びその化  
 合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにほ  
 う素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有  
 害物質の種類 鉛及びその化合物



**【凡例】**

- 単位区画
- 調査範囲
- 筆境界
- ▨ 形質変更時要届出区域

**【支点】**

**東側**  
 支点は、北区浮間五丁目2番2の北東端から、東へ3.0mの位置とする。

**西側**  
 支点は、北区浮間五丁目5番の北東端から、東へ2.4mの位置とする。

**【座標】**

頂点	X座標	Y座標	頂点	X座標	Y座標
決別支点	0.000	0.000	㊦ 1	80.012	-19.953
㊦ 1	-70.990	-4.305	㊦ 2	-60.012	-19.965
㊦ 2	62.714	4.351	㊦ 3	-60.011	-19.230
㊦ 3	-62.740	-9.963	㊦ 4	-40.011	-19.251
㊦ 4	71.078	9.958	㊦ 5	-40.028	-48.242
㊦ 1	30.070	33.617	㊦ 6	60.078	48.756
㊦ 2	20.020	33.599	㊦ 7	-60.023	-39.965
㊦ 3	20.028	48.227	㊦ 8	70.073	39.959
㊦ 4	30.078	48.234	㊦ 9	70.028	48.264
			㊦ 10	-80.028	-48.253
			㊦ 11	80.073	39.953
			㊦ 12	70.023	-39.959
			㊦ 13	70.018	29.959
			㊦ 14	80.018	79.953

※東側支点を (X Y) = (0.00, 0.00) とし、世界測地系に統一設定した値である。  
 ※座標値は、左上の点を頂点1とし、右回りに読み取りを行ったものである。

**【格子の回転角度 (0度0分0秒)】**  
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

# 告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第五十一号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。)第百六十一条第一項第三号の規定に基づき、次の施設を公職の候補者が個人演説会、候補者届出政党が政党演説会及び衆議院名簿届出政党等が政党等演説会を開催できる施設として指定した旨、法第百六十一条第三項の規定により報告があった。

令和三年五月二十六日

東京都選挙管理委員会

報告年月日	区市町村選挙管理委員会名	施設の名称	所在地
令和3年4月30日	千代田区選挙管理委員会	万世橋区民館	千代田区外神田一丁目1番13号

●東京都選挙管理委員会告示第五十二号  
 次の施設について、個人演説会等を開催できる施設としての指定を取り消した旨、報告があった。

令和三年五月二十六日

東京都選挙管理委員会

報告年月日	区市町村選挙管理委員会名	施設の名称	所在地
令和3年4月30日	千代田区選挙管理委員会	麹町区民館四番町集会室	千代田区四番町11
令和3年4月30日	千代田区選挙管理委員会	万世橋区民会館	千代田区外神田一丁目1番11号

●東京都選挙管理委員会告示第五十三号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)において準用する場合及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二百二十二号)においてその例によることとされる場合を含む。)の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和三年五月二十六日

東京都選挙管理委員会

施設の名称	所在地
リアンレーヴ金町	葛飾区新宿五丁目八番十一号
介護老人保健施設 サン	武蔵野市桜堤一丁目九番七号
セール武蔵野	

告示(海区漁調)

●東京漁調指示第六号

東京海区(小笠原海域に限る。)におけるそでいか漁業(以下「この漁業」という。)について、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百二十条第一項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和三年五月二十六日

東京海区漁業調整委員会

会長 有元 貴文

(禁止操業)

一 この漁業において、次に掲げる操業をしてはならない。  
総トン数二十トン以上の船舶を使用する操業

(承認操業)

二 総トン数五トン以上の船舶を使用して、この漁業を操業しようとする者は、船舶ごとに東京海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。

(一) 承認の対象船舶及び隻数

ア 対象船舶

東京都小笠原支庁に備え付ける漁船原簿に登録されているものとする。

イ 隻数

最高限度は、四十五隻とする。

(二) 漁具の制限

ア この漁業の操業に使用する針数は、幹糸一本当たり十本以内とする。  
イ 立て縄釣り及びたる流し釣りを操業する場合は、三十組以内とする。

ウ たるを連結する場合は四たる以内とし、連結総延長は三百メートル以内とする。

(三) 承認書の備付け

この漁業の承認を受けた者は、操業の際使用する船舶ごとに委員会が交付した承認書を備え付けなければならない。

(四) 操業実績報告書の提出義務

この漁業の承認を受けた者は、船舶ごとに令和四年七月二十九日までに委員会が別に定める操業実績報告書を委員会に提出しなければならない。

(取扱要領)

三 この指示に定めるもののほか、操業の承認に関する取

扱要領)

この指示に定めるもののほか、操業の承認に関する取

扱いについては、別に委員会が定めるところによる。

(指示の有効期間)

四 この指示の有効期間は、令和三年七月一日から令和四年六月三十日までとする。

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和三年五月二十六日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

羽村市羽加美四丁目千三百三十八番六、千三百三十九番一 羽村市小作台二丁目十八番一 地八 株式会社西武住販

羽村市羽加美四丁目千三百三十八番六、千三百三十九番一 株式会社西武住販 代表取締役 根岸 美雪

国分寺市富士本三丁目十七番一 小平市鈴木町一丁目四百七十五番地一 武蔵開発株式会社 代表取締役 深松 優

国分寺市富士本三丁目十七番一 小平市鈴木町一丁目四百七十五番地一 武蔵開発株式会社 代表取締役 深松 優

都市計画道路事業の施行について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

令和三年五月二十六日

東京都知事 小池 百合子

一 都市計画事業の 別表のとおり

<p>○令和三年三月三十日付東京都告示第三百六十八号</p> <p>ページ一段一行一誤正</p> <p>六下 一 三</p> <p>謄写 謄写 謄写</p>	<p>○令和二年六月十七日付東京都規則第五百五号</p> <p>ページ一段一行一誤正</p> <p>増刊69 九下 一</p> <p>次の 次に次の</p>	<p>正 誤</p>	<p>種類及び名称 二 施行者の名称 東京都 三 事務所の所在地 新宿区西新宿二丁目八番一号 四 事業地の所在 別表のとおり</p> <p>別表</p> <p>都市計画事業の種類及び名称 事業地の所在 事業認可の告示 所管事務所</p> <p>練馬区東大泉四丁目、南大泉五丁目及び六丁目並びに西大泉一丁目地内 令和三年四月二十三日関東地方整備局告示第 二百七号</p>

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 ○三(五三二)一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月  
 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001

